

京都市告示第477号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年12月22日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
立誠緯5号線	中京区桜之町406番地の4地先内	旧	メートル 3.00	メートル 5.75
		新	3.00	5.72 ~ 8.50
西第四緯26号線	中京区西ノ京原町111番地の1地先内	旧	3.10	5.75
		新	3.10	6.00 ~ 12.00
太秦安井緯25号線	右京区太秦安井二条裏町12番地の19地先から	旧	154.30	2.46 ~ 6.05
	同区太秦安井柳通町14番地の2地先まで	新	154.30	4.61 ~ 6.08
桂緯221号線	西京区桂良町5番地の1地先内	旧	2.90	6.00 ~ 8.00
		新	2.90	6.00 ~ 9.00

(建設局土木管理部道路明示課)